

介護事業所等へのサービス提供体制確保事業費補助金交付要綱

令和 3 年 6 月 17 日

福祉保健部長寿介護課

(趣旨)

第 1 条 県は、新型コロナウイルス感染症の発生により介護サービス提供体制に影響を受けている介護事業所等が、緊急時のサービス提供に必要な介護人材を確保し、職場環境の復旧・改善を支援するため、予算で定めるところにより、介護事業等の事業者に対し補助金を交付するものとし、その交付については、「令和 5 年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業の実施について」（令和 5 年 12 月 25 日付け老発 1225 第 1 号厚生労働省老健局長通知）の別紙「令和 5 年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業の実施要綱」及び補助金等の交付に関する規則（昭和 39 年宮崎県規則第 49 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第 2 条 前条の補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 別表の補助事業者欄のいずれかに該当する者
- (2) 県税に未納がないこと。
- (3) 前条の補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (4) その他補助が適当でないこと知事が認める者でないこと。

(補助対象経費及び補助額等)

第 3 条 第 1 条の補助金の交付の対象となる経費及び補助額等は、別表のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第 4 条 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない者については、この限りでない。

(申請書に添付すべき書類)

第 5 条 規則第 3 条の規定にかかわらず、同条第 1 号の事業計画書及び同条第 2 号の収支予算書の提出は省略することができる。

2 規則第 3 条第 4 号の規定により補助金等交付申請書（別記様式第 1 号）に添付すべき書

類は、次のとおりとする。ただし、補助金の申請をしようとする者が市長村である場合は、第6号及び第7号の書類の添付を省略することができる。

- (1) 事業所・施設別申請額一覧（別記様式第1号の2）
- (2) 事業実施実績書（別記様式第2号）
- (3) 収支決算書（別記様式第3号）
- (4) 領収書等の写し
- (5) 感染者の発生状況等経緯のわかる書類
- (6) 第2条第2号に係る納税証明書（県税に未納がないことの証明）
（原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。）
- (7) 第2条第3号に係る誓約書（別記様式第4号）
- (8) その他知事が必要と認める書類
（補助条件）

第6条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を整備の上、補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存しておくこと。
- (2) 規則第21条第1項の規定により知事の承認を受けて財産を処分することによる収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付すること。
- (3) 補助事業により取得し、その効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- (4) 第4条第1項ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が、実績報告をする場合において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。
- (5) 第4条第1項ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が、同項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前号の規定により減額をした各事業主体にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書（別記様式第5号）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告し、知事の返還命令を受けて仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。
- (6) その他、規則及びこの要綱の規定に従うこと。
（申請の取下げ）

第7条 規則第8条第1項に規定する知事の定める期日は、補助金の交付決定及び交付額の確定通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

（補助金の交付方法）

第8条 この補助金は、精算払により交付する。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、介護事業所等へのサービス提供体制確保事業費補助金請求書（別記様式第6号）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 第5条第2項の規定に掲げる書類の提出があった場合には、規則第14条第1項の規定による報告があったものとみなす。

(書類の提出部数等)

第10条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、各1部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

附 則

1 この要綱は、令和3年6月17日から施行し、令和3年4月1日以降の令和3年度の予算に係る介護事業所等へのサービス提供体制確保事業費補助金に適用する。

2 介護事業所等へのサービス継続支援事業費補助金交付要綱（令和2年7月6日定め）は廃止する。ただし、補助金交付の条件に係る規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和4年3月3日から施行し、令和3年度の予算に係る介護事業所等へのサービス提供体制確保事業費補助金（追加補助分については、令和4年1月9日）から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年6月14日から施行し、令和4年度の予算に係る介護事業所等へのサービス提供体制確保事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年7月29日から施行し、令和4年度の予算に係る介護事業所等へのサービス提供体制確保事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年9月28日から施行し、令和4年度の予算に係る介護事業所等へのサービス提供体制確保事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年12月28日から施行し、令和4年度の予算に係る介護事業所等へのサービス提供体制確保事業費補助金から適用する。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和5年8月16日から施行し、改正後の介護事業所等へのサービス提供体制確保事業費補助金交付要綱の規定は、同日以降に行われた補助金（令和3年度事業に係るものを除く。）の申請から適用する。

(経過措置)

2 令和3年度事業に係る補助金及びこの要綱の施行の日前までに受理した補助金の申請については、なお従前の例による。

3 この要綱の施行の際現に存するこの要綱による改正前の介護事業所等へのサービス提供体制確保事業費補助金交付要綱の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和5年11月10日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に存するこの要綱による改正前の介護事業所等へのサービス提供体制確保事業費補助金交付要綱の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

附 則

この要綱は、令和6年2月8日から施行し、令和5年度の予算に係る介護事業所等へのサービス提供体制確保事業費補助金から適用する。